

令和3年10月8日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市特定非営利活動法人指定審査会
会長 松 井 望

特定非営利活動法人の指定について（答申）

令和3年9月21日付け、FNo.0・4・8をもって諮問のありました別紙の特定非営利活動法人の指定の更新について、本審査会において慎重に審議した結果、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年相模原市条例第31号、以下「条例」という。）第4条第1項（条例第9条第2項に基づき準用する場合を含む。）に規定する指定の基準に適合すると認めるのが相当である旨を答申します。

以 上

【別紙】

(1) 指定の更新申出法人 (条例第 9 条第 1 項)

申出の あった 年月日	特定非営利活動 法人の名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載 された目的	定款に記載 された事業
令和 3 年 8 月 2 日	特定非営利活動 法人 神奈川県 メンタルヘルス サポート協会	稲富 正治	相模原市南区 相模大野 5 丁目 2 9 番 2 3 号	この法人は、神 奈川県及び近 隣の住民、学 生、事業者及び 労働者に対し て、精神保健 (メンタルヘ ルス)に関する 事業を行い、地 域における心 身ともに健全 な生活、学業、 及び就業環境 に寄与するこ とを目的とす る。	(1)特定非営利活動 にかか事業 住民、学生、事 業者及び労働者 に対する精神保 健(メンタルヘ ルス)に関する 普及啓発事業 保健、福祉及び 教育の増進を 図る心理教育的 支援事業 精神保健(メン タルヘルス)専 門職による相談 及び査定に 関する事業 精神保健(メン タルヘルス)専 門職の能力及 び資質向上に 関する事業 精神保健(メン タルヘルス)に 関する研究・調 査活動等の事業 精神保健(メン タルヘルス)に 関する機関誌・ 出版物等による 広報事業